（鑑定嘱託書）

第188条　鑑定を嘱託するに当たつては、鑑定嘱託書により、次に掲げる事項を具して、行わなければならない。

［⑴～⑶　略］

⑷　当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

［号の細分を削る。］

ハ～ホ　［略］

２　［略］

（鑑定処分許可状及び鑑定留置）

第189条　［１・２　略］

３　前項の場合において、刑訴法第201条の２第１項第１号又は第２号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、鑑定留置の処分の請求と同時に、裁判官に対し、同法第224条第３項において読み替えて準用する同法第207条の２第１項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付の請求をするものとする。

４　［略］

５　第137条（令状の請求）の規定は、鑑定処分の許可の請求、鑑定留置の処分の請求、鑑定留置状に代わるものの交付の請求及び鑑定留置期間の延長又は短縮の請求について準用する。

（有効期間内に執行不能の場合）

第259条　［略］

２　前項の場合において、執行を受けるべき者に示すものとして、勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるものの交付があるときは、当該勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるものをも検察官に返還しなければならない。

（保釈の取消し等の場合の準用）

第264条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、検察官から刑訴法第98条（同法第167条の２第２項及び第343条第２項において準用する場合を含む。）及び第271条の８第５項（同条第６項及び同法第343条第２項において準用する場合を含む。）の規定による保釈若しくは勾留執行停止の取消しの決定若しくは失効、勾留執行停止の期間満了又は鑑定留置の処分の取消し若しくは期間満了の場合において収容の指揮を受けた場合について準用する。

（引致状の執行）

第268条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）第１項及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第１項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

（鑑定嘱託書）

第188条　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項

［イ・ロ　同左］

ハ　被害者の住居、氏名、年齢及び性別

ニ～ヘ　［同左］

［号の細分を１つずつ繰り上げる。］

２　［同左］

（鑑定処分許可状及び鑑定留置）

第189条　［１・２　同左］

［項を加える。］

３　［同左］

４　第137条（令状の請求）の規定は、鑑定処分許可状、鑑定留置及び鑑定留置期間の延長又は短縮の請求について準用する。

（有効期間内に執行不能の場合）

第259条　［同左］

［項を加える。］

（保釈の取消し等の場合の準用）

第264条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、検察官から刑訴法第98条（同法第167条の２及び同法第343条において準用する場合を含む。）の規定による保釈若しくは勾留執行停止の取消しの決定、勾留執行停止の期間満了又は鑑定留置の処分の取消し若しくは期間満了の場合において収容の指揮を受けた場合について準用する。

（引致状の執行）

第268条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。